

II 熱中症特別警戒情報及び熱中症警戒情報への対応について

1 気候変動適応法等の改正

気候変動適応の分野である熱中症対策を強化するため、令和6年4月から気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律が施行されました。

改正された気候変動適法では、「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」の創設及び「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）」の法定化等が措置されました。（図1）

熱中症特別警戒情報（新設）		熱中症警戒情報（法定化）
一般名称	熱中症特別警戒アラート	熱中症警戒アラート
位置づけ	<p>気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合</p> <p>（全ての人が自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援）</p> <p>※過去に例のない広域的な危険な暑さを想定</p>	<p>気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合</p> <p>（熱中症の危険性に対する気づきを促す）</p> <p>〈これまでの発表回数〉</p> <p>兵庫：(R3) 11回 (R4) 25回 (R5) 35回</p> <p>全国：(R3) 613回 (R4) 889回 (R5) 1,232回</p>
発表基準	<p>都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値、小数点以下四捨五入）に達すると予測される場合</p> <p>（上記以外の自然的・社会的情況に関する発表基準について、令和6年度以降も引き続き検討）</p>	<p>府県予報区等内のいずれかの暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数（WBGT）が33（予測値、小数点以下四捨五入）に達すると予測される場合</p>
発表時間	前日14時頃に発表	前日17時頃及び当日5時頃
表示色	黒	紫

図1 気候変動適応法の改正の概要
(環境省・文部科学省:学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（追補版）より再構成)